

平成31年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省自動車局総務課）

制 度 名	被災自動車等に係る特例措置の延長		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等（二輪車等を含む）について、納付済み自動車重量税の一部を還付する特例措置の適用期限（現行は平成31年3月31日まで）を2年間延長する。</p> <p>【関係条文】 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第45条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第35条</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—	百万円 百万円 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 被災者の救済に万全を期すことを通じた、災害廃棄物処理等への理解を含む復興支援の推進</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、災害廃棄物のうち、被災自動車等の処分は順調に進んでいるが、昨年度における申請件数は98件であったことから、福島県の警戒区域内で被災自動車が残存しており、今後も一定程度申請が続くことが見込まれるため、本特例措置により、引き続き、被災自動車の所有者の方の支援が必要。</p>
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>○ 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）（抄）</p> <p>2. 各分野における今後の取組 (1) 被災者支援（健康・生活支援） 避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがいつくり等の「心の復興」など、復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援を行う。（略） (2) 住まいとまちの復興 住まいの再建は、平成28年度にかけてその多くが完成時期を迎える。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、引き続き、現地へのきめ細かな実務支援等を実施するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援する。 まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。（略）</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>東日本大震災の津波被害等により、自動車重量税の廃車還付を円滑に受けることができない被災者を確実に救済する。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	特例措置の申請期限を2年間（平成33年3月31日まで）延長する。	
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。	
	政策目標の達成状況	平成30年3月までに累計約16万件の当該特例還付の申請があり、既に多くの被災自動車等に対して特例還付による救済を行ってきた。 申請件数は減少傾向ではあるが、平成29年度は98件の申請があった。	
有効性	要望の措置の適用見込み	79件/年	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置の申請件数は、昨年度における申請件数は98件であり、震災により自動車等に被害を受けられた方すべてを確実に救済するため、本特例措置を延長することは有効な政策手段である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	津波により滅失してしまった自動車等については、自動重量税の廃車還付制度（平成14年創設）の適用対象となる自動車リサイクルが困難なケースがあることを踏まえ、同じ被災自動車であっても滅失した場合とそうでない場合に不公平が生じることをないように、本特例措置が導入されたものであり、公平性の観点からも妥当な制度である。 また、被災自動車等のうち、廃車処分が行われるものについては、震災の日である平成23年3月11日から車検満了日までの期間に相当する自動車重量税の還付を受けられるようにするものであり、被災者救済の観点から妥当な制度である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	約 16 万件（平成 23 年 3 月～平成 30 年 3 月までの実績）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	当制度により、被災自動車等については、津波により滅失した場合でも廃車還付を受けることができる。また、廃車処分が行われるものについては、震災の日である平成 23 年 3 月 11 日から車検満了日までの期間に相当する自動車重量税の還付を受けられるため、被災者の救済に有効な政策手段である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 5 月施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」において特例措置を創設（東日本大震災への税制上の対応（第一弾））。 ・平成 23 年 11 月施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」において適用対象に二輪車等を追加（東日本大震災への税制上の対応（第二弾））。 ・平成 25 年度税制改正において 1 年間延長。 ・平成 26 年度税制改正において 2 年間延長。 ・平成 28 年度税制改正において 3 年間延長。 	